

精神科病院における虐待防止対策事業

(1) 目的

精神科病院において医療を受ける精神障がい者に対する虐待の防止を目的とする。

(2) 事業概要

令和6年4月1日施行の精神保健福祉法に、精神科病院における虐待防止に関する措置を講ずることが義務となった。

それに伴い、精神科病院は院内における虐待防止に関する研修等の取組を行うことや、虐待に関する相談窓口を設置することが必須となった。また、都道府県等は、通報窓口を設置し、必要に応じて報告徴収等を行うなどの対応を実施する。

(3) 当市における通報対応状況（令和6年度）

通報・相談件数	5件
届出・相談件数	6件
虐待の事実を認定した件数	1件（経済的虐待）

通報とは、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障がい者を発見した際に、速やかに都道府県または指定都市に通報をすることをいい、届出とは、虐待を受けた精神障がい者本人がその旨を都道府県または指定都市に届け出ることをいいます。

本市において虐待の事実を認定した1件については、改善計画の提出を求め、当該精神科病院では改善計画に基づき虐待防止に取り組んでいる。

(4) 課題と今後の方向性

通報・届出について聴き取り調査を行う中で、

- ① 予測困難な患者の対応を行う中で、業務従事者が日常的にストレスをため込んでしまうことがある
- ② 患者から一方的に暴力を振るわれた際に自身の看護技術がないために暴力を受けたと捉え、周囲に相談がしづらい

という現状があることがわかった。職員間で相談したり、指摘し合える風土の醸成を精神科病院内で進めていく必要がある。

今後も年に1回の実地指導の際に、各精神科病院における虐待防止対策について確認を行い、虐待の未然防止のための取組が進んでいくよう引き続き取り組んでいく。